

## マイナンバー制度導入に伴う個人番号（マイナンバー）の提供のお願い

障害福祉サービスや手帳等の申請をされる際には、申請書類に加えて「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人番号（以下、「マイナンバー」という）の提供が必要です。

窓口での申請の際には、マイナンバーを記載いただくとともに、①「マイナンバーの番号確認」及び②「身元（本人）確認」が必要となります。（郵送での申請の際には、必要書類のコピーを同封していただくこととなります。）

また、代理人による申請の場合は、委任状と代理人の身元（本人）確認、本人のマイナンバー確認書類が必要となります。

### マイナンバーカードを持っている場合

「マイナンバーの番号確認」と「身元（本人）確認」は、マイナンバーカード1枚で済みます。



### マイナンバーカードを持っていない場合

①「マイナンバーの番号確認」ができるものと、②「身元（本人）確認」ができるものを持参ください。



#### ①「マイナンバーの番号確認」ができるもの

- マイナンバーが記載された「住民票」もしくは「住民票記載事項証明書」
  - 通知カード（通知カードに表示されている住所・氏名等の記載が、申請日時点の住民登録内容と一致している場合のみ）
- ※ 上記「マイナンバーの番号確認」ができる書類等の提示が困難である場合は、申請課まで事前にご相談ください。

#### ② 身元（本人）確認ができるもの

（A）顔写真付きの書類の場合は1種類、（B）顔写真なしの書類の場合は2種類必要です。

（A） 顔写真付の書類 （1種類）	・ 運転免許証・パスポート・個人番号カード ・ 官公署発行の写真付身分証明書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳 他
（B） 顔写真なしの書類 （2種類）	・ 健康保険証・国民年金手帳・介護保険被保険者証 ・ 障害福祉サービス受給者証・通所受給者証・生活保護受給者証 ・ 印鑑登録証明書・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 ・ 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書 ・ 戸籍の附票の写し・住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・ 源泉徴収票 他

ご不明な点は、各地域福祉課にお問い合わせください。